

2023年4月26日

お客さま各位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社エコログ

電気供給約款の変更に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は2023年6月1日付にて、お客さまにご利用いただいております電力サービスについて定める電気供給約款の内容を変更させていただきます。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容及び各変更時期等を下記のとおりご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■変更の概要

近年の世界的な資源価格高騰に加え、ウクライナ情勢の長期化を受けて、昨今発電燃料価格は過去に類をみない水準にまで高騰し、電力調達コストが著しく増大しております。このような情勢の中、当社は、当社の電源調達の実情をより適切に電気料金に反映し、電力を安定的に供給することを目的として、燃料価格の変動に応じて電気料金の加減算を行う燃料費調整と、卸電力市場における電力取引価格の変動に応じて電気料金の加減算を行う調達調整費につき、それぞれ算定方法等の変更を実施する判断に至りました。また、その他に、以下「■変更の内容」に記載する諸事項を変更いたします。

当社サービスを引き続きご継続いただける場合は、お客さまにご対応いただく事項はございません。変更内容についてご不明点、ご納得いただけない点などがございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、当社からのご説明後も変更にご納得いただけない場合等、当社サービスのご契約の終了を希望される場合は、大変お手数ですが他小売電気事業者様へのお切り替えのご契約手続きをお願いいたします。

■お問い合わせ先

エコログカスタマー

- ・メールフォームでのお問い合わせ <https://eco-log.co.jp/contact/>
- ・お電話でのお問い合わせ 0570-666-965 10:00~18:00（日祝除く）

■政府による電気料金の値引き施策について

当社では、政府による電気料金の値引き施策を実施しております。

詳細は下記ホームページからご確認ください。

- ・URL <https://eco-log.co.jp/gekihenkanwa/>

■変更の内容

① 燃料費調整における燃料費調整単価の算定方法の変更（2023年6月以降）

2023年6月の検針日以降の期間（2023年6月1日以降に当社からの供給が開始されるお客さまについては当該供給開始日以降の期間）において使用される電気に適用する燃料費調整に関しまして、燃料費調整単価の算定式を、以下のとおり変更いたします。（下線を付した部分が追加となります。）

なお、以下の算式における平均燃料価格および基準単価については電気供給約款に定めるとおりとし、これらの内容に変更はございません。

- ・1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1,000 \\ \times \text{当社が定める燃料費調整適用係数}$$

- ・1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \text{基準単価} \div 1,000 \\ \times \text{当社が定める燃料費調整適用係数}$$

※2023年6月1日付制定時点における燃料費調整適用係数は、「0.0」といたします。

<燃料費調整適用係数の改定>

当社は、毎月1日時点において、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費調整単価の適用を開始するものといたします。

※2023年6月の検針日の前日までの時間において使用される電気に適用する燃料費調整に関しましては、現在のご契約内容のとおりです。

※その他の詳細は、当社が2023年6月1日までに当社のWEBサイト等にて開示する電気供給約款(2023年6月1日改定版)別表8（燃料費調整）の内容をご確認ください。

② 調達調整費に関連する規定の変更（2023年6月以降）

2023年6月の検針日以降の期間（2023年6月1日以降に当社からの供給が開始されるお客さまについては当該供給開始日以降の期間）において使用される電気に適用する調達調整費に関しまして、関連する規定を以下のとおり変更いたします。

(1) 還元基準値および追加請求基準値の改定

調達調整費は、以下に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり各契約種別における料金の加減算を行うものですが、この調達調整費の算定に係る還元基準値および追加請求基準値を、以下のとおり改定いたします。（なお、調達単価の定義につき、消費税および地方消費税の税率の合計を乗じる部分が記載できていなかった点を、合わせて修正いたします。）

調達単価	還元基準値	追加請求基準値
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値(以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。)に、1.2(以下「調達単価係数」といいます。)ならびに消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた数値といたします。なお、端数は小数第 3 位以下を切り捨てます。	当月の調達単価が 6.60 円を下回った場合、各契約種別における料金から、以下の算定式により算定する調達調整費(還元)を差し引くものといたします。	当月の調達単価が 11.00 円を上回った場合、各契約種別における料金に、以下の算定式により算定する調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。

<調達調整費の算定式>

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数第 1 位以下を四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

(2) 調達調整費の算定に係る JEPX エリアプライス平均値の反映時期の変更

N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、「N 月 1 日から N 月末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定した調達単価」によって算定するものと定めておりましたが、「N+1 月 1 日から N+1 月末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定した調達単価」によって算定するものと変更いたします。

(3) 調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値見直し時期の変更

当社は、毎年一定の時期(3ヶ月ごと年4回)において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものと定めておりました。

この調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値見直し時期に関しまして、社会情勢や電力取引価格の変動状況等を適時柔軟に当社サービスのご提供内容・条件等に反映することを目的として、毎月 1 日時点において前述の見直し及び改定を行うことができるものと変更いたします。

(4) 調達調整費の適用除外期間の廃止

供給開始日から 3 度目の検針日(なお、供給開始日と同日の検針日は 1 度目に数えません。)の前日までにおいて使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものと定めておりましたが、2023 年 6 月の検針日以降の期間(2023 年 6 月 1 日以降に当社からの供給が開始されるお客さまについては当該供給開始日以降の期間)において使用される電気に適用する料金以降、当該規定の適用を廃止いたします。

※2023 年 6 月の検針日の前日までの時間において使用される電気に適用する調達調整費に関しましては、現在のご契約内容のとおりです。

※その他の詳細は、当社が 2023 年 6 月 1 日までに当社の WEB サイト等にて開示する電気供給約款(2023 年 6 月 1 日改定版)別表 9(調達調整費)の内容をご確認ください。

③ その他の変更（2023年6月1日以降）

前述の②までの事項の他、以下の事項に関する電気供給約款の改定を行います。詳細は、当社が2023年6月1日までに当社のWEBサイト等にて開示する電気供給約款(2023年6月1日改定版)の内容をご確認ください。

(1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項について、お客さまに遵守いただく旨を明記する規定の追加

※改定後の電気供給約款 6（供給契約の申込み）をご参照ください。

(2) 契約期間満了日の1ヶ月前までの当社からお客さまに対する申出の有無による、供給契約の自動更新（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに供給契約の更新を行うことをいいます。）に関する規定の追加

※改定後の電気供給約款 7（供給契約の成立および契約期間）をご参照ください。

(3) 解約希望日の1ヶ月前までの当社からの通知による供給契約の解約に関する規定の追加

※改定後の電気供給約款 43（解約等）をご参照ください。

(4) 遅延損害金（延滞利息）の算出に関する規定の補足追記、再生可能エネルギー発電促進賦課金について定める関連規定の法令や告示に関する修正等その他の供給契約の実質的な変更を伴わない修正（誤字脱字や条数ズレの修正等）

(5) その他、2023年6月1日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項

以上